

下記の業務委託について、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月8日

十和田市長 小山田 久

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託番号 (公共) 第5号
- (2) 委託名 公共汚水樹設置業務委託
- (3) 委託場所 市内一円
- (4) 委託期間 契約確定の日から 令和7年3月31日 まで
- (5) 業務の種別 土木一式工事
- (6) 業務概要 十和田市の下水道区域内（公共・特管・集排・小規模）において公共汚水樹を設置する業務
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象 いずれも対象外とする
- (9) 支払方法 月毎に提出する実績報告書兼請求明細書の完了検査後の都度

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 十和田市物品等指名業者選定規則第5条第1項に定める物品等有資格者として認定を受けている者で、本店所在地が十和田市内に有するか、十和田市内に有する支店・営業所等（常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われている場合に限る）の名義で入札書又は請求書の提出及び契約の締結が可能なるものを受任者として申請し物品等有資格者名簿登録を受けていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づくこの業務の種別である土木一式工事に対応する建設業の許可を受けていること。
- (4) 十和田市建設業者指名停止要綱（平成17年1月1日制定。以下「要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 十和田市建設工事請負業者指名選定規則（平成17年十和田市規則第76号）第5条の規定に基づく令和6年度の有資格者名簿の市内業者に登載されており、かつ土木一式工事の格付がB級であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く。）。
- (7) 次のいずれにも該当する現場責任者を現場に配置できること。
  - ア この業務に対応する以下の国家資格等を有する者  
土止め支保工作業主任者、地山の掘削作業主任者の資格者をいずれも1名以上。  
酸素欠乏危険作業主任者、第二種酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者のいずれかの資格者を1名以上。
  - イ 当該入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。この場合において、恒常的な雇用関係とは入札日及び開札日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 参加申請

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる申請書及び関係書類1部を提出し、入札参加資格を有することについて市長の確認を受けること。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
  - イ 配置予定業務従事者調書（様式第2号）  
配置予定業務従事者が本公告第2(7)アに定める国家資格等を有することが確認できる書類（免状又は資格登録証等）の写し  
入札参加希望者と配置予定技術者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることを確認できる書類の写しを添付すること。
- (2) 提出先 上下水道部管理課管理係 アドレス [kanri@city.towada.lg.jp](mailto:kanri@city.towada.lg.jp)
- (3) 受付期間 令和6年4月8日（月）～ 令和6年4月16日（火）正午まで  
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 受付時間 午前9時から午後5時までとする。  
ただし、受付最終日は、午前9時から正午までとする。
- (5) 提出方法 電子メールにより提出するものとする。送信前に必ず、管理課に電話連絡すること。（電話 0176-27-1170）
- (6) その他
  - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 事前に関係図書を受領してから申請書等を提出すること。
  - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
  - エ 提出された申請書等の差し替えは、原則として認めない。
  - オ 申請書等の内容について、別途その内容を聴取することがある。
  - カ 申請した配置予定業務従事者は、死亡、傷病または退職等、やむを得ない場合のほか変更できない。入札日までに配置予定業務従事者を配置できなくなったときは、入札を辞退すること。契約締結の際、配置予定業務従事者を配置できない場合、指名停止となることがある。

### 4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和6年4月17日（水）までに決定し、申請者宛に入札参加資格確認通知書（様式第3号）を電子メールで通知する。  
入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、入札参加資格非適合理由説明請求書（様式第4号）により説明を求めることができる。
  - ア 提出先 上下水道部管理課
  - イ 提出期限 令和6年4月18日（木）正午まで
  - ウ 提出方法 書面は電子メールにより提出すること。郵送等によるものは受け付けない。  
なお、提出前にその旨を管理課に電話連絡すること。  
（電話 0176-27-1170）
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し入札参加資格非適合理由説明書（様式第5号）により速やかに回答する。
- (3) 入札参加資格があると認められた者が、入札（開札）日までの間に次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を喪失し、入札に参加することができない。この場合には、その旨理由を付して通知する。
  - ア 入札参加資格の要件を欠いたとき。
  - イ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき。
  - ウ 入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

## 5 関係図書の配付について

- (1) 関係図書は、令和6年4月8日（月）～令和6年4月25日（木）の期間に十和田市ホームページに掲載するので、各自ダウンロードすること。
- (2) 配信ファイル
  - ・ 実施要領
  - ・ 業務フロー図
  - ・ 実施手順書、様式
  - ・ 特記仕様書
  - ・ 位置図
  - ・ 経費込単価（入札額）算定要領
  - ・ 積算参考資料
  - ・ 入札用工種別単価積算表
  - ・ （参考）契約用単価算定表

※入札に使用する様式等については、本公告第14を参照すること。

## 6 業務内容及び仕様書等に対する質問

- (1) 業務内容及び仕様書等に対する質問がある場合は、質問書兼回答書（様式第6号）により行うこと。
  - ア 提出先 下水道課 アドレス [gesuido@city.towada.lg.jp](mailto:gesuido@city.towada.lg.jp)
  - イ 期間 令和6年4月8日（月）～令和6年4月18日（木）  
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
  - ウ 時間 午前9時から午後5時まで
  - エ 提出方法 書面は電子メールにより提出すること。郵送等によるものは受け付けない。  
なお、提出前にその旨を下水道課工務普及係に電話連絡すること。  
（電話 0176-25-4015）
- (2) 質問への回答 令和6年4月19日（金）までに電子メールにより質問者にのみ回答する。

## 7 入札及び開札の期日、時間及び場所

- (1) 入札日 令和6年4月25日（木）
- (2) 入札時間 午前10時0分
- (3) 場所 十和田市役所 別館1階会議室1

## 8 入札方法等

- (1) 入札書 市の指定する入札書（様式第7号）を使用すること。
- (2) 入札執行回数 3回を限度とする
- (3) 入札時間までに入札場所に到着していない入札参加者は、本件入札を棄権したとみなす。
- (4) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

## 9 契約単価の決定方法

配布資料の（参考）契約用単価算定表を用いて落札価格に各工種の構成比率（各経費込単価/経費込単価総額）を乗じることで各工種の契約単価を算出し決定する。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 委託料支払見込総額（契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供させるものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。
  - ア 保険会社との間に十和田市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 過去2年間の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらのすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 1.1 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第9号）を提出すること。

- ア 提出方法 郵送または持参
- イ 提出期限 持参の場合は入札（開札）時まで  
郵送の場合は入札（開札）前日必着
- ウ 提出先 十和田市役所（十和田市西十二番町6番1号）  
別館1階 上下水道部管理課 宛て

## 1.2 入札条件

十和田市下水道事業会計規程（平成17年公営企業管理規程第17号）第107条に規定する入札心得書を遵守すること。

## 1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札
- (3) 入札心得書に関する条件に違反した入札

## 1.4 その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札に参加すること。
- (4) 当該入札に使用する様式等については十和田市ホームページからダウンロードすること。  
([https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsu/R6-itaku\\_masu/.html](https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsu/R6-itaku_masu/.html))

### 【市ホームページに掲載済みの本件入札に使用する様式一覧】

- ・ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・ 配置予定業務従事者調書（様式第2号）
- ・ 入札参加資格非適合理由説明請求書（様式第4号）
- ・ 質問書兼回答書（様式第6号）
- ・ 入札書（様式第7号）
- ・ 委任状（様式第8号）
- ・ 入札辞退届（様式第9号）

### 問い合わせ先

#### ・ 入札関連

十和田市上下水道部 管理課 管理係

電話 0176-27-1170

FAX 0176-25-3210

Mail [kanri@city.towada.lg.jp](mailto:kanri@city.towada.lg.jp)

#### ・ 業務関連

十和田市上下水道部 下水道課 工務普及係

電話 0176-25-4015

FAX 0176-25-4016

Mail [gesuido@city.towada.lg.jp](mailto:gesuido@city.towada.lg.jp)